

## モデル租税条約の進化：国際連盟及び Adams 教授による貢献（一）

北川 博英

### はじめに

1910年代に、第一次世界大戦後の復興のために、関係各国は所得税の税率を引き上げた。そのため、国境を跨ぐ国際的経済取引の結果生じる国際的二重課税の問題が顕在化し、外国直接投資（Foreign Direct Investment、以下 FDI という。）を含む、国際的経済活動に対して極めて深刻なまでの障害になりかねない「二重課税の弊害（evils of double taxation）」が問題となった。そこで、1919年に、商業上及び産業上組織の代表者が中心になって国際商業会議所（International Chamber of Commerce、以下 I.C.C. という。）を創設したが、二重課税の排除という具体的な論点に関して、早急に関係国政府がその解決に向けて同意すべきであると決議し、当該決議を当時設立されたばかりの国際連盟（League of Nations、以下 L.N. という。）に投げかけた。このことが端緒となり、L.N. との連携を維持しながらも、むしろ I.C.C. が主体的に二重課税を排除するための先駆的活動を行ったが、このことは別稿<sup>1)</sup>で報告した。

---

1) 北川博英「国際課税制度の創設：国際商業会議所及び Adams 教授による貢献（一）」横浜法学第 24 巻第 2・3 号 111 頁。

一方、第一次世界大戦中の 1899 年にオーストリア＝ハンガリー帝国とプロシアとの間で租税条約が調印されたことを契機に、徐々に西ヨーロッパ諸国の間での租税条約の締結が勧められた<sup>2)</sup>。その結果、二重課税（及び脱税）を排除するためのモデル租税条約の研究の必要性が認識された。しかし、各国の租税法が区々となっている下で、第一次世界大戦後の債務国と債権国の対立が顕在化するようになり、I.C.C. による各国の意見を調整することが困難となり、当該二重課税問題等の研究についての主導権が I.C.C. から L.N. へと移転され、I.C.C. との連携を維持しながらも、むしろ L.N. が主体的に租税条約草案の策定に向けた活動を行った。

本稿の目的は、L.N. の財政委員会の後援の下で、L.N. の理事会により指名された主要国の最高レベルの財政責任者により構成される委員会（Technical Experts to the Financial Committee of the League of Nations、以下財政専門家委員会という。）が租税条約草案を進化させていく過程を考察しながら、その過程における Thomas Sewall Adams（以下 Adams という。）及び Adams 亡きあとその役割を引き継いだ Mitchell B. Carroll（以下 Carroll という。）による貢献を明らかにすることにある。

## I 財政専門家による 1925 年報告書及び決議

### 1. L.N. が二重課税及び脱税排除のための研究を財政専門家委員会に委託する

---

2) Mitchell B. Carroll, *International Tax Law: Benefits for American Investors and Enterprise Abroad (Part I)*, at 693-694, 2 *International Lawyer* 692 (1968) [Hereinafter cited as Carroll 1968A].

合衆国と日本を含む各諸国との間で締結された租税条約については、*Ibid.*, at 721-728, Annex I *Treaties Between United States of America and Other Countries Relating to Double Taxation*. And see generally, Mitchell B. Carroll, *Evolution of U.S. Treaties to Avoid Double Taxation of Income (Part II)*, 3 *International Lawyer* 129 (1968) [Hereinafter cited as Carroll 1968B].

L.N. はその設立後すぐに、I.C.C. から嘆願された二重課税問題の解決を図るため、最初に、主要国の4名の経済学者<sup>3)</sup>を指名して、理論的観点から当該二重課税問題を研究するよう委託した。1923年に、当該経済学者らは、Edwin R.A. Seligman コロンビア大学教授を主筆とした報告書（以下、経済学者委員会報告書という。）をL.N.の財政委員会（financial Committee）に提出した。他方、1922年4月にジェノアで開催された国際経済委員会（International Economic Conference）で採択された決議<sup>4)</sup>の下で、L.N.は、資本の逃避（flight of capital）について研究するように要請されていた<sup>5)</sup>。1922年に開催されたL.N.の財政委員会は、当該問題を執行面の観点に加えて技術的な観点からも研究するべきときが到来したと考え、当該国際経済委員会の決議の下で、二重課税問題に加えて脱税をも含めて研究するための財政専門家委員会を組織することを決定した<sup>6)</sup>。そこで、L.N.の財政委員会は、ヨーロッパ各国に二重

---

3) 経済学者委員会のメンバー構成は、合衆国：Edwin R.A. Seligman コロンビア大学教授、英国：Josiah Stamp 卿ロンドン大学教授、オランダ商業大学教授：G.W.J. Bruins 教授及びイタリア：Luigi Einaudi トリノ大学教授の4名からなる。

4) 国際経済委員会の決議はL.N. 1927, *Double Taxation and Tax Evasion: Report and Resolutions submitted by Technical Experts to the Financial Committee of League of Nations*. [Document F212] [(1925) [hereinafter cited as L.N.1925A].], at 5. footnote に述べられているとおり、「二重課税を排除するために資本の逃避を防止するために（何らかの行動がとれるとすれば）いかなる行動をとるべきかについて検討してきたが、本委員会の意見は、交換のための自由な市場を妨げる、または、銀行業のその顧客関係についての秘密保持に違反する提案は、それがいかなるものであろうとも糾弾されるべきであるとするものである。そのための条件として、脱税防止のための国際協力に関する方策を研究することが、国際連盟の後援の下で財政専門家委員会が現在研究している二重課税の問題との関連で有益であるかもしれないと、本委員会は考えている。そこで国際連盟はこの点も併せて研究されたい。」と決議した。

5) *Ibid.*

6) John G. Herndon, Jr., *Relief from International Income taxation -Development of International Reciprocity for the Prevention of Double taxation*, at 21 (1932) [hereinafter cited as Herndon 1932]. at 57.

課税及び脱税を排除するための財政専門家委員の任命し派遣することを要請したところ、ベルギー、チェコスロバキア、フランス、当時の大英帝国 (Great Britain、以下英国と言う。)、イタリア、オランダ及びスイスがその要請を受け入れ、1922年6月にL.N.の財政専門家委員会が組織された<sup>7)</sup>。その最初の会期の会合(1<sup>st</sup> session)は、ジュネーブにおいて1923年6月において開催された<sup>8)</sup>。

経済学者委員会報告書の公表から約二年後の1925年2月に、財政専門家委員会は、I.C.C.から助言を得ながら、既存の各国内法令及び既に締結されている租税条約等を調査・研究した上で、1925年に財政専門家委員会報告書及び決議の案文を公表した<sup>9)</sup>。本報告書については、Adamsを議長とするI.C.C.の

---

7) L.N.1925A, *infra* note 7, at 3. 財政専門家委員会に指名された各国代表者は、ベルギー: M. Clavier; チェコスロヴァキア: Dr. Valnicek; フランス: M. Baudouin-Bugnet; 英国: Sir. Percy Thompson; イタリア: Prof. Pasquale D'Aroma; オランダ: Dr. Sinninghe Damste; スイス: Mr. Blau、7名により構成されたが、その圧倒的過半は債務国の代表者であった。なお、後に英国: Sir. Percy ThompsonはMr. G.B. Cannyに、フランス: Mr. Baudouin-Bugneは、Mr. Bordugeに引き継がれた。なお、当該委員会は1923年6月から1925年2月までの期間で、五回の会議を行った。なお、当該委員会の会長は互選によりイタリアのProf. Pasquale D'Aromaが務め、事務局長 (Secretary) は財政委員会の事務局長であるLeon-Dufourが兼務することとなった。本財政専門家委員会の指名後、1923年6月にジュネーブで最初の会合を開き、以降イタリアを代表するPasquale D'Aromaを議長として活動を開始した。この点については、See, L.N. Economic and Financial Committee, *Double Taxation and Evasion of Taxation: Report by the Government Experts* (1923.6.10), Adams Papers Box 12 (Correspondence 1923-1924 Apr.).

8) See generally, Report Submitted to the Financial Committee by the Committee of Government Experts on Double Taxation and the Evasion of Taxation at 1 (1923 June Session), Adams Papers Box12 (Correspondence 1923-1924 Apr.).

9) L.N., *Double Taxation and Tax Evasion: Report and Resolutions submitted by Technical Experts to the Financial Committee of League of Nations*, [Document F212] [hereinafter cited as L.N. 1925A]. : 本報告書は4部構成になっており、第一部: 研究内容の紹介、第二部: 二重課税への対応、第三部: 脱税への対応及び第四部: 財政専門家委員会がえた結論により構成されている。さらに、将来、二重課税及び脱税を排除するためのモデル租税条約を策定する際に、基礎とすべき決議を本報告書に付した。

二重課税委員会と L.N. の財政専門家委員が合同で、本報告書について討議した上で、本報告書を L.N. の財政委員会に提出したものである<sup>10)</sup>。

ここで、経済学者委員会報告書と財政専門家委員会による報告書との相互の位置付けについては、理論的観点からの研究からと執行上及び技術的な観点からの研究とする、それぞれ別個の観点から位置付けられる別個の報告書である<sup>11)</sup>。

## 2. 各国の租税制度が異なる問題

まず、財政専門家委員を悩ましたのは、各国の租税制度に違いがある点である<sup>12)</sup>。しかし、実際に締結されている条約の多くを観察すると、「物税（又は

---

10) L.N., *Double Taxation and Evasion: Extract of the Report of the Financial Committee to the Council of the League of Nations*. [Document, C.368.M.115.1925. II. ][hereinafter cited as L.N.1925B] では、「財政専門家はあらゆる有用な情報を求めたが、とりわけ I.C.C. の二重課税委員会とはその発足時からお互いに協力しあいながら二重課税の問題について調査してきた。当該 I.C.C. の総会 (Congress) における結論が当該財政専門家の結論を指示しており、当該総会での議論の結果がこれからの国際連盟仕事を大いに助けることになる。」、報告している。

11) 経済学者委員会報告書の主筆である Seligman が提案した（我が国でも良く知られている）「経済的所属 (economic allegiance) に基づく課税権の配分」については、経済的所属概念の曖昧さを理由にその適用は断念された<sup>13)</sup>と考える。このへんは、北川博英「国際課税制度の創設：国際商業会議所及び Adams 教授による貢献（二）」横浜法学第 25 巻第 1 号 181 頁 202-204 頁。And see Michael J. Graetz and Michael M. O'Hear, *The Original Intent of U.S. International Taxation*, 46 *Duke Law Journal* 1021 (1997) [hereinafter cited as Graetz 1997] at 1079 において、「その後の財政専門家委員会による租税条約文案策定者の議事録を分析しても、経済的所属の概念についてほとんど議論されていないし、調査もされていないことを示唆している。」としている。

12) L.N.1925A, *supra* note 10, at 15-21.

分類所得税<sup>13)</sup>」及び「人税 (又は総合所得税)<sup>14)</sup>」という租税に対して、各国が様々な課税権配分の原則を適用していた。まず「物税」に適用される一般準則によれば、一部の例外<sup>15)</sup>を除き、関係する所得の源泉を重視し、「物税」の対象となる所得の源泉地が所在する国家が課税権を有するものとしていた。次に「人税」については、納税者の能力に着目し、当該納税者の居住地国が課税権を有するものとされていた<sup>16)</sup>。本委員会での議論を通じて、各委員は、居住地の原則に基づく「人税」の概念が確立されることにより国家財政の考え方に大きな発展がみられることに注目すべきであると考えた。本委員会は、19 世紀にはこのような極めて重要な概念が英国及び合衆国 (アメリカ合衆国、以

---

13) ここで物税 (impersonal taxes) とは、異なる種類の所得に対して当該種類毎の源泉地に基づいて比例的税率を課する一連の様々な租税をいい、代表的な租税としては土地に対する租税や事業所得に対する租税などがある。See, Carroll 1968A, *supra* note 2, at 698-699.; See as well, John Avery Jones, *Avoiding Double Taxation: Credit versus Exemption -The Origin*, Bulletin for International Taxation, Feb.2012, at 67. (2012) [herein after cited as Jones2012] では、「もし物税だけが存在する場合は、少なくともソース・ルールの違いに紛争がなければ二重課税の問題はないであろう。二重課税の問題が生じるのは、物税と人税との間の相互作用であり、特に人税を有するが物税を有さない国家において生じる。」という；また See, Jones, *Ibid.*, at 68 では、「イタリア・チェコスロヴァキア条約を例にとると、「物税」の対象となる所得には、不動産から生じる所得、投資 (抵当権付き債権、有価証券、預貯金、利子を生じる金銭債権及び事業から生じる所得の他、年金及び条約に規定のないその他の所得) が含まれる。「人税」の対象となる所得は、勤労所得の外「物税」の対象となる所得のうち不動産、抵当権付き債権、有価証券、預貯金、利子を生じる金銭債権、事業所得の他、年金及び条約に規定のないその他の所得の全所得に課せられる) という。

14) ここで人税 (personal taxes) とは、合計所得に対して累進的税率構造を有する課税をいい、当該所得の所有者の身元 (identity) 及び居住地との関係を重視する。

15) 例外は、「物税」に分類される年金及び条約に規定のないその他の所得であり、人税として居住地国で課税される。

16) L.N. 1925A, *supra* note10, at 12-13. なお、「人税」には累進税率が適用される場合を考慮して、軽課税が課される。

下合衆国という。)に広まっていたことを、認識していた<sup>17)</sup>。

そこで本委員会は、①人税（又は総合所得税）、②物税（又は分類所得税）及び③当時合衆国若しくはドイツがすでに採用している純所得税（pure income tax）という、三つの制度が併存しているものと認識していた。しかし、それら制度のいずれも統一形態を構成する要素とはなり得ず、二重課税の問題の解決にあたってこの問題をどう解決するかジレンマに陥った<sup>18)</sup>。本委員会が出した結論は、現代の租税の世界には異なる制度がある。そこで、すべての形態の課税制度に適用可能な単一の制度を提案するのではなく、合衆国のような純所得税の他に、源泉地の考えを重視する「物税（又は分類所得税）」及び居住地の考えを重視するとする人税「（又は総合所得税）」のうち、いずれかを採用する国家間で生じる二重課税問題の解決を可能にするモデル租税条約の草案の検討を行うこととした<sup>19)</sup>。

---

17) L.N.1925A, *supra* note 10, at 14. 経済学者委員会での討議の中で、各委員が強い印象を受けたことは、「財政の考え方の相対的発達状況を考察しているときに、居所（domicile）の考えに基づく納税者の能力に着目する人税の概念についての進展であった。人税という租税上の概念の重要性が優勢となっていることが明らかになったのは、19世紀における英国においてであり、次いで合衆国においてであった。英国以外のほとんどのヨーロッパ諸国及び合衆国はゆっくりではあるが明確にそちらの方向に動いているように思えた。人税又は総合税（general taxes）は、源泉地（origin or source）との結びつきではなく、明らかに居所の考えに結びついている。このことは論理的には、相互主義による源泉地国免税に導き、経済学者委員会にとっては外国に所在する（資産の：筆者加筆）所有者という第2の定義方法を導いた。しかし同時に経済学者委員会が認識したことは、所有者の居住地に基づく（課税権配分の：筆者加筆）方法は、経済的な状況又は事実関係が同等な二国間の場合は妥当であっても、「明らかに両国の関係が債務国と債権国のような経済的にバランスの取れていないような場合には」とても適用できそうにない。」として。これまでの物税に対して将来優勢になりそうな人税に対する対応をどうするかについて、経済学者委員会は結局決めかねていたと考える。

18) L.N.1925A, *supra* note 10, at 14.

19) *Ibid.*, at 14-15.



1925 年財政専門家委員会報告書に付された決議では、二重課税を排除する方法として、当時合衆国及びオランダが採用する控除限度額付きの外国税額控除方式と国外所得免税方式のいずれかを選択することとした<sup>20)</sup>。

### 3. 二重課税及び脱税の問題を解決するための決議

1925 年報告書には、二重課税問題を解決するための財政専門家委員会による決議を付した<sup>21)</sup>。本決議は、次に述べる 1927 年に拡大財政専門家の下で作成されたモデル租税条約草案の基礎とされた。以下に本決議の特徴を述べるが、適宜カッコ内に該当する決議の番号を示す。

① 物税 (impersonal 又は分類所得税、以下物税という) と人税 (personal 又は総合所得税、以下人税という) に区分した。物税については、原則として、(対象となる所得の源泉が所在する)源泉地国に課税権を認め、人税については、自国の納税者の全所得に対する課税権を (当該納税者が居住する) 居住地国に認めることとした<sup>22)</sup>。

経済学者委員会報告書では、所得の分類に応じて、源泉地国課税又は居住地

---

20) *Ibid.*, at 33. See, John Avery Jones, *Avoiding Double Taxation: Credit versus Exemption-The Origin*, Bulletin for International Taxation, Feb.2012, at 68-69. において「ここで興味深いことは、1919 年に合衆国が創設した外国税額控除制度に賛意を表明するであろう合衆国の財政専門家 (Adams を指している。: 筆者加筆) が、拡大財政専門家委員会の正式メンバーとして登場する前に、当時の財政専門家委員会が外国税額控除制度を提案したことである。」という。後述の 1928 年拡大専門家委員会による策定されたモデル租税条約草案 Ib (控除限度額付き外国税額控除方式) 及び同草案 Ic (国外所得免税方式) の枠組みがこの時点で確認されていたことは興味深い。」という。

21) L.N.1925A, *supra* note 10, at 31-34.

本決議については、谷口勢津夫「モデル租税条約の展開 (一) —租税条約における「国家間の公平」の考察—、甲南法学 25 巻 3・4 号 (1985 年)、通頁 243, 276-280 にて、1925 年財政専門家委員会が付した決議の邦訳が掲載されている。

22) L.N.1925A, *supra* note 10, at 31.



国課税のいずれかに課税権を配分したが、財政専門家委員会は源泉地国と居住地国の両方による課税権の要求の有効性を初めて認識した。物税及び人税の区別のあいまいさは、財政専門家委員会を悩ます論点であったが、後に述べるように、後日 Adams が合衆国を代表して拡大財政専門家委員会に参画したときに、Adams 自らが主導して、この区別を止め源泉地ベース課税と居住地ベース課税との区分を提案した<sup>23)</sup>。

② 企業が、ある締約国に本店 (head office) を有し、他方の締約国に支店 (branch)、代理店 (agency)、事業所 (establishment)、常設商・工業機関 (stable commercial or industrial organization) 又は恒久的代理人 (permanent representative) を有する場合には、各締約国はそれぞれの純所得のうち自国内で生じた部分に対して課税する (決議 I C-2)。後に、「PE の概念<sup>24)</sup>」につながる論点である。

③ 国際運輸等所得については、海運業の活動の著しい特殊性、および、特に多数の国で事業を行う場合の所得配分の困難さに鑑みて、前記②の原則の例外として、相互主義に基づき「管理・支配の真の中心 (real centre of management)」が所在する国家だけが課税することを認める<sup>25)</sup> (決議 I C-2

---

23) Michael J. Graetz and Michael M. O'Hear, *The Original Intent of U.S. International Taxation*, 46 Duke Law Journal at 1100-1101 (1997) [hereinafter cited as Graetz 1997]。Adams の租税条約に対する考え方を表す言葉は、「最後に極めて重要な条件をいうとすれば、それは簡素さである。最も単純な二国間条約でさえも実施しようとすると執行上非常に困難となるものである。曖昧で複雑な条約は実質的に実施が不可能となるであろう。」そこで Adams は、1927 年に拡大財政専門家による会議を開始するにあたって、曖昧さを排除した租税条約草案を要求し、拡大財政専門家委員会の会議中はその点を提起し続けた。彼のこのような努力をへて、人税と物税との区別を無くし所得の源泉を重視する源泉地国課税と納税者の居住地を重視する居住地国課税との区別に代えた。

24) 我が国における PE 概念についての先行研究は、吉村典久「国際租税法における恒久的施設概念 (P.E.) に関する若干の考察」47 頁 (ジュリスト No.1075, 1995)。

25) 国際運輸に係る船舶の他、鉄道、ケーブル、航空及び電力がこの規定に含められた。

(a)。追って、1928 年のモデル条約草案では、国際運輸等所得について、企業の真の管理の中心が所在する国家だけが課税することを認めるとした。

しかし本決議においては、国際運輸等所得についての取り扱いについて、産業上及び商業の所得に対する原則の例外規定としていた (1927 年のモデル条約草案についても同様に例外的取り扱いとされている)。この点については、I.C.C. の二重課税委員会の反対意見として表明されている<sup>26)</sup>。

④ 人税については、各国の租税制度に違いがあることを考慮し、「居住地区以外の国家が自己の理由により、自国内に一又は複数の源泉から生じる所得に対して総合所得課税を必要とする場合には、このために生じる二重課税を回避する観点から、できるだけ関係する国家間で双務協定を締結すべきである。」(決議 II 2)、と加えた<sup>27)</sup>。

⑤ 経済学者委員会は、配当所得及び利子所得に対する課税権を居住地区に割り当てたが、財政専門家委員会は、流通する有価証券及び預金の利子について、原則として債務国に物税を課する権限を認めた上で、両締約国間の協定により特に宣誓供述書 (affidavit) の提出及び脱税を防止するための措置を条件とし当該物税の還付又は免税を行う場合は、当該所得の全部又は一部に対して債権国が課税することができるとした (決議 I G)。

実際にこれらの所得に対する課税権の配分ほど、理論家と立法者との間での複雑な議論を生じさせたものはなかった。しかし財政専門家委員会は、公債又

---

26) 国際連盟の財政専門家委員会が認識している船舶運輸事業の著しい特殊性及びその所得配分を実行することの困難性を考慮して、I.C.C. の二重課税委員会は、そのような企業に関する財政専門家委員会の提案に賛成する。しかし、船舶運輸事業の所得については、公海上の輸送から稼得するものであり、I.C.C. 二重課税委員会は、船舶を所有する会社又は企業が属する国内 (居住地区：筆者加筆) で当該所得に課税する原則を積極的な形で独立の条文で規定するべきであり、例外として規定するべきではない。See I.C.C. Brochure 34 (1925.6), at 19.

27) L.N.1925A, *supra* note 10, at 32-33, II 3.

は法人が発行する債券のような譲渡可能な有価証券については、当時の様々な経済的問題を考慮する必要があることを指摘していた<sup>28)</sup>。当時、第一次世界大戦後の復興を抱える債務国にとっては、譲渡可能な有価証券に係る物税は、国家予算における重要な位置づけにあった<sup>29)</sup>。現実には、中央ヨーロッパの諸国間の条約では、一般的に、債務者つまり利子を支払う法人（incorporated entity）又は法実体（legal entity）が所在する国による課税を認めていた<sup>30)</sup>。結局、財政専門家委員会は、執行面の便宜を重視し、債務者（つまり利子を支払う者）が居住地国に課税権を認める債務者主義の原則を採用した<sup>31)</sup>。そのかわり、当該所得が一方の締約国の居住者から他方の締約国の居住者に支払われるときは、租税条約締約国間の協定を締結することにより、宣誓供述書（affidavit）の提出等を条件に、債務国は課税済みの租税を還付するものとする結果、当該利子に対する課税権は居住地国に戻ることができるとした。つまり事実上、関係締約国間の租税条約の下で債権国と債務国の協議に委

---

28) L.N.1925A, *supra* note 10, at 17 では、様々な異なる国の租税法の下での衝突が、いかほどに富の自由な流れを妨げてきたか、および、経済法的視点から見て最適な使用へと流れるべき資本が、税率の変更又は新たな租税を課することにより流れを変えてしまう、と指摘していた。Ke Chin Wang は、International Double Taxation of Income: Relief through International Agreement, 59 Harvard Law Review 73 (1945) [Hereinafter cited as Wang 1945], at 83 において、不動産に対して提起される状況とは異なり、(1) 資本が自由に流れることを確かなものにする必要性、(2) 外国の投資家による国家財政上の支援を受けるのかそれとも拒絶するかに基づく各国の財政政策及び通商政策の違い、(3) 適切に財政上の取極めを行うことによる国家予算の均衡の必要性等、数多くのその他の経済的配慮がされなければならなかった、という。

29) *Ibid.*, at 17.

30) *Ibid.*

31) Wang は、Wang 1945, *supra* note 28, at 83 において、明らかに、財政専門家は、利子を支払う法人又は法実体（legal entity）である債務者の居住地国内での租税の徴収は、債権者の居住地国内で徴収することに比べると、より容易であるばかりでなくはるかに正確性も確保できるのであると考えていた、という。

ねたることとした<sup>32)</sup>。明確な原則を確立させることの困難さ<sup>33)</sup>を考慮し、上述のように徴収面の容易さ及び確実さにより得た結論である<sup>34)</sup>。なお、宣誓供述書 (affidavit) の提出等を条件に還付できることとしたのは、共謀による脱税に対する予防手段とするためであった<sup>35)</sup>。

しかし、このような措置は原則に対する例外的取扱いを規定することであり、その矛盾がその後の議論を呼ぶことになる<sup>36)</sup>。

⑥ 二重課税排除の方式については、各関係国がお互いに区々となっている租税制度<sup>37)</sup>から生じる諸般の状況を勘案して詳細にわたって作り上げるべきであるとしながら、その一助として、合衆国で立法されている控除限度額を伴

---

32) L.N.1925A, *supra* note 10, at 32. 第一次世界大戦後のヨーロッパの混乱する経済状態の下での、債権国から債務国への資本の流通、投資家による債務国への経済援助の促進、さらには各国家の均衡予算の実現との関係で利害の調整が困難であったが、配当所得及び利子所得について原則として債務国に課税権を割り当てたのは、執行の容易さを考慮した結果であり、特に配当又は利子の支払者が会社又は法的実体であるときに徴収が容易であると考えられた。See, L.N. 1925A, *supra* note 10, at 17.

33) *Ibid.* では、明確な原則を確立することの困難さについて (1) 資本の自由な移動を確実なものにすること、(2) 外国投資家からの財政上の支援を求めるか又は拒絶するかのニーズによって、財政上の政策と商業上の政策に違いが生じること、(3) 適切なる財政上の取極めにより国家予算の収支を均衡させる必要があること、が考慮されなければならない国家の政策により説明している。

34) *Ibid.*

35) *Ibid.*

36) 後に英国を代表する財政専門家委員である Sir Percy Thompson がこの矛盾を指摘した。See John G. Herndon, *Relief from International Taxation: The Development of International Reciprocity for the Prevention of Double Taxation*, at 187 (1932) [Hereinafter cited as Herndon 1932].

37) 一方の締約国は総合所得税だけを課しており、他方の締約国は物税だけを課している場合ではなく、いずれかの締約国が総合所得税と物税の両方を課している状況の下では、二重課税の排除は極めて複雑となる。See, L.N.1925A, *supra* note 10, at 18-20.

う外国税額控除方式<sup>38)</sup>の他に、源泉地国が自己の理由により特定の所得（但し、不動産所得、農業所得及び商工業所得に限る。）に対して補正的に総合所得税を課する場合については両締約国による双務協定に委ねること<sup>39)</sup>、さらに、居住地国が総合所得税を課しており源泉地国が分類所得税を課しているときにも、双務協定により所得の源泉地による課税免除を求めることができることとした<sup>40)</sup>（II.3 (1) and (2)）。

⑦ 人税の課税上の住所は、納税者が関係年度の一定期間の居住地を有する国家をいい、「居住地」とは恒久的住居(permanent home)をいうと定義した<sup>41)</sup>（決議IV A）。

⑧ なお、納税者が会社又は法人である場合の居住地は、本店（head

---

38) L.N.1925A, *supra* note 10, at 32-33. 具体的には、第一の方法として、居住地国による総合所得税総額 (general income-tax of a sum) から、次のいずれか一方の金額を控除する。(a) 他国で生じる所得を各国別に分割し、専らこれに対して居住地国自身の税率に基づいて算定される税額。(b) 国外で生じる所得に対して当該国外で実際に納付した税額。ただし、(a) で算定される控除されるべき税額に限定することができる。なお、全所得を国外で稼得する納税者が居住地国における課税を完全に免れることを防止するために、控除すべき金額を居住地国による総合所得税総額の一定割合に限定するべきである。第二の方法として、所得の源泉地国は、自国内において生じる所得の一部分に対してのみ課税し、納税者の居住地国は、他の部分に対して全ての源泉から生じる当該納税者の全所得に適用されるべき税率で課税するものとする。この点について設例を付した説明については、See also, L.N.1925, *supra* note, at 18-20.

39) L.N. 1925A, *supra* note 10, at 32, II. 2.

40) *Ibid.*, L, at 20, II. 4. では、ここで源泉地国による課税を免除することができるとしたのは、経験的に源泉地国が課税免除とすることによる源泉地国の財政上の犠牲が、居住地国が課税免除とすることによる居住地国の犠牲に比べると小さいと考えられたからである。

41) *Ibid.*, at 33. なお、納税者が居住地又はそれ以外の滞在地を異なる国家に有するときは、当該国は総合所得課税を課することができるが、二重課税を回避するためには、当該各国が納税義務に関し特別の基準を採用するか、又はそれ以外の税額の比例配分を協定することが望ましい。

office)の所在地を税務上の住所としながら、本店が当該事業の眞の管理・支配の中心(the real center of management and control of the undertaking)ではないときは、当該眞の管理・支配の中心の所在地をもって課税上の住所とする<sup>42)</sup>とした(決議IV 2)。

#### 4. 1925年決議に対するAdamsの意見

1925年2月に財政専門家委員会により作成され同年3月に公表されたL.N.の1925年財政専門家報告書及び当該報告書に付された決議については、L.N.の財務委員会を通じて同年6月に理事会の承認を得た。I.C.C.は、I.C.C.自らの二重課税委員会により当該1925年報告書及び付された決議を検討させるために、同年5月46日にパリで開催する会議を計画していた。そこでI.C.C.は、二重課税委員会の議長としてAdamsの出席を強く求めた<sup>43)</sup>。本会議で議長を務めたAdamsによる報告書<sup>44)</sup>があるが、その内容は、I.C.C.のアメリカ部門の議長の任にあったAdamsが、一貫して主張してきたものである。

最初に、Adamsは、I.C.C.の二重課税委員会の議長という立場で次のように述べた。源泉地の原則と居住地の原則について、「源泉地及び居住地という二

---

42) *Ibid.* at 33-34.

43) 当初合衆国連邦財務省は、いまさらヨーロッパ諸国の租税制度から得るものは何もないとしながらも、L.N.の後援の下で行われている二重課税問題に係る検討の進捗状況については興味があるとし、最終的には、合衆国の連邦財務省がスポンサーとなって、Adamsを1925年46日に開催されるI.C.C.の二重課税委員会だけではなく、同年6月に開催されたI.C.C.によるブリュッセル会議にも出席させるために、二カ月近くAdamsをヨーロッパに派遣した。Yale Adams Papers, Box 13にAdamsに出席を可能にするために発しられた数多くの書簡が残されている。

44) I.C.C. Committee on Double Taxation Meeting of may 4<sup>th</sup>, 5<sup>th</sup> 6<sup>th</sup> May, 1925, *Tentative report by American Committee on Double Taxation on the report and Resolutions Presented by the Governmental Experts to the Financial Committee on Double Taxation, Paris, May 4<sup>th</sup>, 5<sup>th</sup> and 6<sup>th</sup> 1925*, Yale Adams Papers Box 13 (League of Nations), at 105-107 から入手した。

重の原則を使うことは、健全であると同時に不可避でもある<sup>45)</sup>。」とし、そこで生じる二重課税については、「直接的な方法又は税額控除のいずれかにより、外国の源泉から稼得される所得に対して源泉地国で課せられた税額を自国の政府が免税にするよう、自国の政府に求めるべきである。」とし、合衆国が既に立法している税額控除制度を示唆する。

次に Adams は、海運所得の取扱いについては、「船舶の運用から稼得する所得については、相互主義的規定の下で、関係する船舶を所有する企業の管理及び支配の中心が所在する国だけが課税できるとする提案に合意する<sup>46)</sup>。」と再度確認した。

また、税務上の住所については、Adams は、「税務上の住所についての財政専門家委員会の提案を一般原則として承認するが、さらに具体的な定義が採用されようとしているものとする<sup>47)</sup>。」としている。

## 5. 財政専門家委員会による進言

財政専門家委員会は、1925年の報告書の最後に、(1) 財政専門家委員会を拡大すること、(2) 拡大された委員会は、モデル租税条約の予備草案を策定する権限を有するべきこと、および、(3) 租税条約の下で生じる国際的紛争を解決できる権限を有する特別な（既存又は新設の）国際機関の創設が必要であること、を進言しいずれも承認された<sup>48)</sup>。

## 6. 小括

I.C.C. からトーチを渡された L.N. の財政委員会は、既に、L.N. に提起されて

---

45) *Ibid.*

46) *Ibid.*

47) *Ibid.*

48) L.N.1925A, *supra* note 10, at 29-30.



いる二重課税の問題と脱税の問題とを合わせて、執行上及び実務上の観点から調査・研究を付託するために主要国の財政問題専門家を指名していた<sup>49)</sup>。当該財政専門家は、価値があると考えられるあらゆる情報を収集し、同時に、I.C.C.との意見交換を行いながら調査・研究を行い、1925年2月に、モデル租税条約の予備草案のための枠組みである決議が付された報告書をL.N.の財政委員会に提出した。

財政専門家委員会は、基本的な考え方として、区々となっている直接税である所得税を物税と人税とに分類しながら、物税については源泉地国による課税権を認め、人税については、原則として、居住地国に課税権を認めることとした<sup>50)</sup>。

しかし前述のように、財政専門家らにとってなおジレンマとなったのは、各国の租税制度が区々となっている下で、そこで生じる二重課税を排除する方法についてどのように規定するかであった。当該財政専門家が長時間をかけて論議した結果、様々な各国の租税制度に対して、単一の二重課税排除の方法を策定することは控えるべきであると結論付けた<sup>51)</sup>。そして、合衆国及びオランダで採用されている外国税額控除方式を中心におきながら、源泉地国が自己の理由により自国内に源泉のある特定の所得に対して総合所得税（又は付加税）を課す場合等については、そこで生じる二重課税を排除するための両締約国に

---

49) See generally, L.N.1925 B, *supra* notell.

50) 谷口勢津夫、前掲 21)、104-105 頁では、「各国の租税制度の違い前提とした上で二重課税問題の解決を測るという全く実際的な目的のために行われたのである。」という。財政専門家らが人税として居住地国に課税権を配分することを認めた背景は、「これまで直接税は物税を中心に発展してきたが、19 世紀になって、まず英国及び合衆国において居住地国課税の重要性が明らかになり、現在はゆっくりではあるが、ヨーロッパ及びアメリカ大陸のほとんどの国が、当該英国及び合衆国に方向に向かっている。」との認識していたことによる。この点については、See also, L.N. 1925A, *supra* note 10, at 14.

51) *Ibid.*, at 14-15.

よる双務協定を締結すべきであるとした。

財政専門家らは、より多くの国の財政専門家の参画を得る討議が必要であり、その結果拡大された財政専門家委員会がモデル租税条約予備草案を策定することが重要であることを進言した。

次に述べるように、拡大された財政専門家委員は、当該財政専門家による決議を基礎におきながら討議を行いモデル租税条約予備草案を策定する。

## II 1927年報告書及びモデル租税条約の予備草案

### 1. 合衆国がその財政専門家として Adams の派遣を承認するまでの経緯

財政専門家委員はその 1925 年報告書において、残された問題を引き続き検討するために、財政専門家委員会の拡大を提案した。当該提案を受けて、日本を含む 12 カ国の財政専門家からなる専門家委員会（以下、拡大財政専門家委員会という。）が組織された<sup>52)</sup>。ここでも L.N. は合衆国の財政専門家の派遣を要請したが、合衆国は全く回答しなかった<sup>53)</sup>。しかし、これまでかたくなに、

---

52) *Ibid.*, at 29. なお、拡大財政専門家委員会の構成は：アルゼンチン：Dr. Salvador Oria, replaced by Mr. Julian Encico; ベルギー：M. Ch. Clavier; チェコスロヴァキア：Dr. Vladimir Valnicek; フランス：M. Boduge; ドイツ：Dr. Herbert Dorn; 英国：Sir Percy Thompson; イタリア：Prof. Pasquale d' Aroma; 日本：Mr. Kengo Mori, replaced by Mr. Takashi Aoki; オランダ：Dr. J. H.R. Sinninghe Damste; ポーランド：Prof. Stefan Zaleski; スイス：Mr. Hans Blau; 合衆国：Prof. Thomas S. Adams; ベネズエラ：Dr. Federico Alvarez Feo. See also, L.N.1927, *infra* note 78, at 5, Introduction.

53) Carroll 1968A, *supra* note 2, at 693. なお、当時、衆国商務省のヨーロッパの法令及び租税部門の責任者の任にあった Carroll は、かねがね合衆国商務省の各部局間の会議において、L.N. の財政委員会の作業に合衆国が加わることが合衆国民が行う外国事業にメリットをもたらす、と進言していた。このことにより、1926 年 6 月に合衆国商務省は Carroll をジュネーブにある宮殿 (Palais des Nations) に事務所をおく L.N. に出張させ、財政委員会の事務局長から当時の財政専門家委員会による検討の進捗状況を聴取させてはいた。See, *Ibid.*, at 3, Foot Note 3.

財政専門家を L.N. に派遣することを拒んできた合衆国政府が、その姿勢を変化させたのは 1926 年末であった<sup>54)</sup>。

L.N. の事務総長 (Secretary General) の名で初めて合衆国政府宛に、二重課税及び脱税の問題を研究するために合衆国の財政専門家の派遣を要請したのは、1925 年 7 月 7 日であったが、当時の合衆国連邦政府はそのような財政専門家を派遣することは考えていないと回答していた<sup>55)</sup>。ところが 1926 年 12 月 22 日に至り、非公式ではあるが、合衆国連邦政府から、L.N. の二重課税委

---

54) これまで代表者を派遣していなかった合衆国が、財政専門家委員会が拡大されるのを機に代表者を派遣することにした理由は、当該委員会が拡大されることにより債務国が圧倒的多数となるが、財政専門家委員会で議論されている所得税を物税 (又は分類所得税) 及び人税 (又は総合所得税) に区分する枠組みは、源泉地国課税と居住地国家税にとの区分する合衆国の制度とはまったく異なる。現実には、財政専門家による 1925 年報告書に付された決議は、全体として債務国にとって有利となっており、圧倒的に債務国から派遣された拡大財政専門家委員会のメンバー構成になっていることから更に債務国に有利となりかねない。その結果、L.N. が提案している構想と調和するように、合衆国の租税制度を構築しなさいと、例えば、合衆国がヨーロッパ諸国と二国間条約を締結できなくなる事態を恐れた。また、外国で所得を得ている合衆国市民又は合衆国法人が、外国の市民又は法人よりも、租税上不利に扱われることになる懸念された。そこで合衆国の事業界からも代表者を会議に出席させて正式な議決を投じるべきだと意見が強くなってきた。さらに、すべての内外の当事者は、合衆国が世界中で一番重要な商業国であり、合衆国が代表者を派遣していない現状では、合衆国連邦政府の協力も助言も得られず、財政専門家委員会の功績の有用性が損なわれていることに気付いていた。See, Herndon 1932, *supra* note 34, at 61-65.; Carroll 1968A, *supra* note 2, at 694-695 では、合衆国が租税条約を通じて合衆国の市民および法人の課税所得全額に対する課税管轄を留保できること、および、互恵的ではあるとはいえ、事業及び投資を促進させる観点から、合衆国の政府筋が、条約締約相手国に当該締約相手国にその租税の一部を放棄するよう説得することに、気付くことから、上記財政専門化委員会の作業に対する関心が高まっていた、という。さらに、当時合衆国國務省のヨーロッパの法令及び租税部門の責任者であった Carroll は、合衆国の納税者にとっての租税条約の利点について認識していた。

55) L.N., *Double Taxation and Tax Evasion: Note by the Secretariat* (1927.14), Yale Adams Papers Box 15 (Report 1927 Jan-Feb.).

員会事務局長（Secretariat）宛の電報によって、再度同様の要請があれば財政専門家を派遣する用意があるとの連絡があり、即座に当該事務局長から要請の電報を発したところ折り返し合衆国連邦政府から、Yale 大学の Adams 教授を合衆国の財政専門家として派遣することを決定したことを回答した。ただし、急な話であったため、Adams が合衆国を出国できる日は 1927 年 1 月 15 日以降となると回答した<sup>56)</sup>。

### 1.1 我が国国税庁による国際租税協定関係の参考資料での報告

合衆国連邦政府が、合衆国の財政専門家として Adams を派遣する旨の決定がされた時の状況について、我が国の国税庁が作成した国際租税協定関係の参考資料<sup>57)</sup>の中で報告している。1927 年 1 月にジュネーブで開催された第七回の国際的二重課税会議での議事内容の報告の中で、合衆国連邦政府が Adams を指名した経緯について次のように報告している。1926 年 5 月に開催された第六回国際二重課税会議<sup>58)</sup>において、我が国及びその他の諸国と同じく合衆国連邦政府に対しても財政専門家の派遣を招聘していたが、合衆国は承諾しなかった。

しかし 1926 年 12 月末に至って、合衆国連邦政府から「若（まま）国際聯盟に於て再び新なる招請状を発せば、公式代表者を派遣すべき旨通知したので、国際聯盟事務局は直ちに招電を発した結果、折り返し同国政府からエール（ま

---

56) 追って、1927 年 2 月 28 日にベルンにて、合衆国の国務大臣から国際連盟の事務総長に対して Yale 大学教授である Adams を財政専門家として派遣することを伝えた。See, Societe des Nations: Double Taxation and Tax Evasion American Experts (1927.2.23), Yale Adams Papers Box 15 (Report 1927 Jan-Feb.). しかし、Adams が実際に拡大財政専門家の会議に合流できたのは、1927 年 4 月 5 日に始まる第 8 会期からであった。

57) 国税庁、『国際租税協定関係の参考資料集』81-82 頁（1951 年 5 月）。

58) 1927 年 1 月 5 日にジュネーブで開催された第七回国際二重課税会議には、日本委員として森賢吾に代わって青木隆氏が出席した。国税庁、前掲 57) 81 頁。

ま) 大学教授にして財政学者として世界的令名あるアダムズ教授を代表として任命せし旨の通知が到着した<sup>59)</sup>。」と報告し、さらに「米国委員の参加は、本問題に関する条約案作成の効果を一層有意義ならしむるものとして、各国委員の大に歓迎して居るところで、後述の如く今次の委員会が、諸議題の終局的決定を次期会合に譲ったのは、米国委員の参加を希望したことが主たる原因であった<sup>60)</sup>。」と当時の拡大財政専門家委員会が合衆国の公式代表者を歓迎していた様子を報告している。

## 1.2 合衆国政府が財政専門家の派遣に同意することに転換した理由

合衆国政府が、これまでかたくなに財政専門家を派遣してきた姿勢を転換し、Adams (及び補佐役として Carroll 及び Mathews) を派遣することを決定した理由については、前述の本稿の脚注 54 にも述べたが、拡大財政専門家委員会のメンバーである合衆国の通商相手国 (拡大されたことによって、そのメンバーの圧倒的多数が債務国となった。) から租税上の譲歩 (tax concession) が得られることにより、外国税額控除に係る歳入コストを減少させることができることへの期待があったからであると、Graetz はいう<sup>61)</sup>。

---

59) 国税庁, 前掲 57) 81-82 頁。また、L.N. が合衆国の財政専門家の指名を要請し、最終的に合衆国政府から Adams を派遣するとの回答を公式に受けた経緯についてのメモが残されている。

See also, L.N., Memo written by J. Theodore Marriner (D.T.84.), Double Taxation and Tax Evasion (1927.1.4). 本メモは Adams Papers Box 15 File 1 から入手した。

60) 国税庁, 前掲 57) 82 頁。

61) Graetz 1997, *supra* note 23, at 1082 (1997). この点については、Carroll 1968A, *supra* note 1, at 693-694 において、Carroll も、外国得の事業及び投資を促進するために、租税条約締結相手国が相互免税に規定の下で課税に一部が放棄される結果、「合衆国歳入法の下で、合衆国租税から税額控除が可能な外国税額が減少する結果、合衆国財務省になにがしかの税収をもたらす可能性があると考えられた。」という。さらに Graetz は、そのほかの理由としては、(1) 財政専門家委員会を代表する債権国が当時の英国とオランダの

以降、1927 年報告書並びにモデル条約予備草案及び 1928 年報告書並びにモデル条約草案策定において、Adams が重要な役割を果たすこととなる。

## 2. 1927 年モデル租税条約の予備草案のための審議

### 2.1 Adams がモデル租税条約草案のための審議に参加する

拡大財政専門家委員会は、1927 年 1 月 5-12 日及び 1927 年 4 月 4 日に、1925 年財政専門家委員会報告書に付された決議を基礎におきながら、各国の租税制度が区々となっている状況下でモデル租税条約の予備草案においてどのように規定すべきかについて逐条審議をするために、一連の第 7 会期二重課税委員会の会議を開催した<sup>62)</sup>。多数の国が締結する多国間租税条約（Genera

---

二国だけでは、モデル条約の最終的構造によっては債権国が不利益を被る可能性があることを恐れたこと (2) 人税・物税の区分が合衆国制度の文脈上そぐわないこと (3) 既存の二国間租税条約では、外国の事業が合衆国における外国税額控除以上に優遇されており、そのような租税条約の締約国内での合衆国事業がときには不利となること (3) 合衆国の外国通商及び外国投資の増加が、統一的且つ有利な国際課税ルールに対する合衆国の関心を高めたこと (4) 合衆国商業会議所及びその他合衆国の当局が、二国間モデル租税条約よりもむしろ多国間モデル租税条約の方向へ国際連盟を導くことを望んでいたこと等、を指摘している。

62) 各国の租税制度が区々となっている中で、財政専門家の委員の中でコンセンサスが形成されている概念であっても、新たに加わった国の財政専門家は自国の制度に基づく主張がだされ、しばしば議長である Pasquale D' Aroma が、拡大前の委員会でこれまでに行われた議論及びそこで得た結論を説明しながら、結論を見出そうとした。二重課税排除のための方法については、1925 年財政専門家委員会報告書に付された決議の下での、人税（又は総合所得税）によって生じる二重課税を排除するためのいわゆる外国税額控除制度を、不動産から生じる所得と商業、産業及び農業から得る所得に限定している（原文では exception, limit 等と記載されている）ことに対する是非に討議が集中していた。ここで行われた拡大財政専門家による第 7 会期会議の議事録が次に掲げるように、Yale Adams Papers に収蔵されている。

See generally minutes of Seventh sessions as follows. L.N., *Committee on Double Taxation and Fiscal Evasion Seventh Session: Provisional Minutes of the First Meeting held at*

Convention) も検討されたが、各国の租税制度が区々となっていることを考慮して多国間の租税条約草案を作成することを断念し、早急に二国間のモデル租税条約予備草案を策定すべきであると結論付けた。

ここで検討しようとするモデル租税条約予備草案について、1927 年 4 月 5-12 日に拡大財政専門家による第 8 回会期の会議を開催することにしていたが、Adams 及び他の合衆国からの参加者が出席しやすいように、その全日程を英国内国歳入庁のロンドンのサマセット・ハウス<sup>63)</sup>で審議を行うことに

---

*Geneva on Wednesday*, 1927.1.5 [Hereinafter cited as Seventh Session 1<sup>st</sup> meeting]; L.N., *Committee of Experts on Double Taxation and Fiscal Evasion Seventh Session: Provisional Minutes of the Second Meeting*, 1927.1.5. [Hereinafter cited as 'Seventh session 2<sup>nd</sup> meeting']; L.N., *Committee of Experts on Double Taxation and Fiscal Evasion Seventh Session, Third Meeting*, 1927.1.6. [Hereinafter cited as Seventh Session 3<sup>rd</sup> meeting]; L.N., *Committee of Experts on Double Taxation and Fiscal Evasion Seventh Session, Minutes of the Forth Meeting*, 1927.1.6 [Hereinafter cited as Seventh session 4<sup>th</sup> meeting]; L.N., *Committee of Experts on Double Taxation and Fiscal Evasion Seventh Session, Minutes of the Fifth Meeting*, 1927.1.7 [Hereinafter cited as Seventh session 5<sup>th</sup> meeting]; L.N., *Committee of Experts on Double Taxation and Fiscal Evasion Seventh Session, Minutes of Sixth Meeting*, 1927.1.7 [Hereinafter cited as Seventh session 6<sup>th</sup> meeting]; L.N., *Committee of Experts on Double Taxation and Fiscal Evasion Seventh Session, Minutes of the Seventh Meeting*, 1927.1.8 [Hereinafter cited as Seventh session 7<sup>th</sup> meeting]. また、英国の Percy Thompson が提起した、独立の地位を有する代理人について討議が行われている。See, L.N., *Double Taxation and Tax Evasion: Memorandum Communicated by Sir Percy Thompson on Income Tax Liability of Non-Residents Trading in the United Kingdom Through Agents*. (1927.1.3). 上記文献はすべて Yale Adams Papers Box 15 (Report 1927 May-Dec.) より入手した。なお、第 7 会期終了時点での条文 (Text) は、L.N., *Double Taxation and Tax Evasion: Draft of Bilateral Convention regarding Double Taxation*, 1927.1.7. これらの文献は、Adams Papers Box 15 (Report 1927 May-Dec.) より入手した。第 7 会期の会議には Adams は出席していないが、この時点では Adams が第 8 会期に参加することが決定しており、その準備のために Adams に送られていたものである。

63) サマセット・ハウスで開催された会議については、“Times”及び“Financial Times”がそろって報道し注目を集めていた。拡大財政専門家委員会の声明として「二重課税は……、多くの場合に、耐えがたいというものではないにしろ、現実の過大な租税負担



した<sup>64)</sup>。その審議には合衆国から Adams（及びその補佐として Carroll 及び

---

を課している。そのことが起業心（initiative）をくじき、国際経済の関係及び世界生産の発展にとって深刻な障害となっている。」と報道した。モデル租税条約草案については、公債（public fund）及び預金等から稼得される所得に対する債務者主義（加盟国間の支払いに場合の還付を認める。）、および、船舶運輸所得に対する相互免税について報じている。ここでの記事については、Adams Papers Box 14（Correspondence 1922-1927）から、当時の新聞の切り抜きを入手した。

- 64) 1927年4月5-12日に開催された会議における討議の議事録が Adams Papers に残されている。See generally, L.N., Committee on Double Taxation and Fiscal Evasion: Eighth Session 1st Meeting, (1927. 45). [Hereinafter cited as Eighth session 1<sup>st</sup> meeting]; L.N., Committee on Double Taxation and Fiscal Evasion: Minutes of the 2<sup>nd</sup> Meeting, held in London on April 5<sup>th</sup> 1927 [Hereinafter cited as Eighth session 2<sup>nd</sup> meeting]; L.N., Committee on Double Taxation and Tax Evasion: Minutes of the Third Meeting held at London on April 6<sup>th</sup> 1927 [ Hereinafter cited as Eighth session 3<sup>rd</sup> meeting]. ここまでは Adams Papers Box 15 (Report 1927 Jan.-Feb.) より入手した。

L.N., Committee on Double Taxation and Tax Evasion: Minutes of the Forth Meeting held at London on April 7<sup>th</sup> 1927 [Hereinafter cited as Eighth session 4th meeting]; L.N., Committee on Double Taxation and Fiscal Evasion: Minutes of the Fifth Meeting held on April 8<sup>th</sup> 1927 [Hereinafter cited as Eighth session 5<sup>th</sup> meeting]; L.N., Committee on Double Taxation and Fiscal Evasion: Eighth session held in London, April 9th Minutes of the Fifth Meeting held in London on April 9<sup>th</sup> 1927 [Hereinafter cited as Eighth session 6<sup>th</sup> meeting]. ここまでは Adams Papers Box 16 (Report 1927 Mar.-Apr.) より入手した。L.N., Committee on Double Taxation and Fiscal Evasion: Minutes of the Seventh Meeting held in London on April 11<sup>th</sup> 1927 [Hereinafter cited as 7<sup>th</sup> meeting]; L.N., Committee on Double Taxation and Fiscal Evasion: Minutes of the Eighth Meeting held in London on April 11<sup>th</sup> 1927 [Hereinafter cited as Eighth session 8<sup>th</sup> meeting]. ; L.N., Committee of Experts on Double taxation and Fiscal Evasion: Minutes of the Nineth Meeting held in London on April 12<sup>th</sup>, 1927 [Hereinafter cited as Eighth session 9<sup>th</sup> meeting]; L.N., Committee of Experts on Double taxation and Fiscal Evasion: L.N., Minutes of the Tenth Meeting held in London on April 12<sup>th</sup>, 1927 [Hereinafter cited as Eighth session 10<sup>th</sup> meeting]. ここまでは Yale Adams Papers Box16 (Report 1927 Mar.-Apr. より入手した。

Mathews<sup>65)</sup>）が出席した。二重課税問題に対する事業経営者の観点からの助言を得るために、その後のL.N.の理事会にはI.C.C.の二重課税委員会のメンバーを招待するようになった<sup>66)</sup>。

1927年4月5日に開催された第8会期の第一回会議と同日に開催された第二回会議で、合衆国が財政専門家を派遣しなかった理由について、Adamsは、合衆国憲法上の制約によって他の諸国のように自由に租税条約を締結することができないためであったと説明した<sup>67)</sup>。合衆国では後法が優先する<sup>68)</sup>とされているためと考えられる。さらに、Adamsは、当時の合衆国憲法の下でモデル租税条約草案に参画するためには、定義上の曖昧さ<sup>69)</sup>を無くすこと、所得源泉の定義<sup>70)</sup>を明確にすること及び例外的取扱い<sup>71)</sup>を無くすことが必要と

---

65) Annabel Matthews は弁護士で、合衆国連邦歳入局で外国税額控除制度の専門家。

66) Herndon 1932, *supra* note 36, at 66. しかし、これまでも、国際連盟の要請により、商業会議所を代表して Robert Julliard (スイス部門) が国際連盟の財政専門家委員会に同席し、意見を表明している。

67) See, Eighth session 2<sup>nd</sup> meeting, *supra* note 61, at 2-3. なお第8会期第2回の討議から、所得税に係るモデル租税条約予備草案についての審議が始められた。See *Ibid.*; 第8会期第3回においては、1927年1月7日時点でのモデル租税条約予備草案についての逐条審議が行われた(第1条から第9条まで) See generally, Eighth session 3<sup>rd</sup> meeting, *supra* note 64.

68) 水野忠恒『租税法(第5版)』(有斐閣、2011年)570頁、「租税条約と国内法との関係については、そのいずれが優先するかという憲法にかかる大きな問題がある。我が国は、条約が国内法に優先するとされるが、合衆国では、後法が優先する(我が国でいう「後方優越」。)とされている。」。

69) とかく定義が曖昧な物税(又は分類所得税)と人税(又は総合所得税との区別を、源泉地国が課する租税と居住地国が課する租税に置き換えるべきであることを意味している。See, Eighth session 2<sup>nd</sup> meeting, *supra* note 64, at 2.3.

70) 各国のソース・ルールの調和化が不可欠であることを意味している、と考える。

71) モデル租税条約草案の第3条(債権など利子)での但し書き、第7条(給与所得)での外国に勤務する公務員の取扱い等を意味していると考ええる。

なると説明した<sup>72)</sup>。この例外的取扱いとなっている条文の取扱いについては、

72) Eighth session 2<sup>nd</sup> meeting, *supra* note 64, at 7-8. Adams は、次のように合衆国がおかれている立場を説明した。Adams が拡大財政専門家委員に参画する目的は、本委員会における議論の中で、合衆国が、どのように本委員会で現在行なわれている活動に協力したいと考えているかを、説明することである。Adams が達成しようとする目的は、要するに、二重課税の事案を防止するための最適な数々な方法の統一的体系 (uniform code) を確立することである。合衆国の市民 (public) は、明文化された準則 (positive rules) を必要としている。しかしながら現在の状況では、一定の解決策が提案されているとはいえ、当該解決策は、(例えば担保付債券のように) 合衆国にとって重要な資本に関する準則についての例外的措置から生じる様々な矛盾がある。合衆国は、(これまで検討されてきた：筆者加筆) 租税条約草案が合衆国社会の考えと一致しないことを根拠に、当該草案の破棄を求める考えは毛頭ないが、合衆国社会が必要としているのは、あくまでも適用するにあたって十分に明確な準則からなる法典 (body of rules) なのである。Adams は経験によって、ほんとうに困難なことは一般原則を策定することではなく、原則を適用するための準則であることを、知っている。合衆国に関係する限り、簡素で精緻であるべき準則からなる法典を検討することは、時宜を得ていると考えている。そのような準則があれば、合衆国にも当該準則を採用するように勧告することができる。何故なら、これから9か月後には、合衆国は租税法の基本的改定を予定しているからであり、この種の提案をすることは、二重課税の排除を目的とする準則を合衆国が導入しようとすることに対する助けとなるであろう。もし仮に、世界中の各国が、例えば15年以内に、それぞれに異なる二国間の租税条約に拘束されるようになってしまえば、一般の国際租税法の位置付けは手に負えないほど複雑になってしまうであろう。本委員会を構成する委員の多数の考えに従って、何が世界で適用されるべき準則であるかを検討しよう、と Adams は提案した。そして合衆国は必要とあれば、フランスやベルギーで行われている準則に応じるように合衆国の租税制度改定する用意があることは間違いない、といいきった。なお、合衆国議会は現実に、1928年前後に相次いで、ソース・ルール、Arm's Length 基準の下での独立企業原則に基づく移転価格の算定及び FTC 限度額算定等のような国際課税に係る歳入法を集中的に改訂した。国際的な所得配分の原則を確立するために、Adams から引き継いで Carroll が行ったによる調査結果の報告書は：

Volume I . France, Germany, Spain, the United Kingdom and United States of America" (C.73.M.38.1932. II .A.) [hereinafter cited as Carroll Report Volume I ] ; Volume II .Austria, Belgium, Czecho-Slovakia, Free City of Danzig, Greece, Hungary, Italy, Latvia, Luxemburg, Netherlands, Roumania and Switzerland. (C425. M.217.1933. II . A.) [hereinafter cited as Carroll Report Volume II ] ; Volume III . British India, Canada, Japan, Mexico, Netherlands Indies, Union of South Africa, States of Massachusetts, of New York and Wisconsin. (C.425 (a) .M.217 (a) .1933. II .A.) [hereinafter cited as Carroll Report Volume III ] ; Volume IV . Methods of Allocating Taxable Income, by Mitchell B. Carroll, LL. B. Lic. Droit (Paris) , D. Jur. (Bonn) , former special Attorney, United States Treasury Department, Director of the Study of the Allocation of Income. (C.425.217 (b) .1933. II .A) ) [hereinafter cited as Carroll Report Volume IV ] ; Volume V . Allocation Accounting for the Taxable Income of Industrial Enterprises, by Ralph C. Jones, Ph.D. C.P.A. (iii .) , Associate Professor of Accounting, Yale University. (C.425 (c) .M.217 (c) .1933. II .A.) [hereinafter cited as Carroll Report Volume V ] .

これまでも各国の財政専門家らによる激しい討論が展開されてきた<sup>73)</sup>。

## 2.2 各国の租税制度が区々のままであることに対する議論

各国の租税制度が区々のままとなっていることから、それぞれの国の租税法の組み合わせを考慮した多くの種類の租税条約草案が必要ではないか、それとも異なる租税法を包含できる原則を中心に据えた一般協定 (general agreement) とすべきではないかなどの論議が交わされた<sup>74)</sup>。結局、今回は、租税条約の締結のための交渉をしようとする各国政府にとって基礎となり得るような標準的の二国間租税条約 (Standard Bilateral Convention) の予備草案を策定し、それを L.N. の財政委員会に報告することとした<sup>75)</sup>。

これら点については、本報告書に付された、拡大財政専門家委員会の議長である Pasquale d'Aroma による前文において、「本報告書に付された 4 種類のモデル租税条約草案はいずれも決して完成されたものではない<sup>76)</sup>。」という。その理由は、各国の租税税度の多様性のために、二重課税及び脱税という困難な問題に対する最終の解決策を提示することはできなかつた、という。したがっ

---

73) See Eighth session 2<sup>nd</sup> meeting, *supra* note 64, at 3-13; Eighth session 3<sup>rd</sup> meeting, *supra* note 62, at 2-14; Eighth session 4<sup>th</sup> meeting, *supra* note 62, at 2-15; Eighth session 5<sup>th</sup> meeting, *supra* note 62, at 2-10; Eighth session 6<sup>th</sup> meeting, *supra* note 62, at 1-8; Eighth session 10<sup>th</sup> meeting, *supra* note 64 at 3-4, 6-8. 特に英国の財政専門家である Sir Percy Thompson は Eighth session 2<sup>nd</sup> meeting, *supra* note 62, at 3 において、英国政府これまでの財政専門家による租税条約予備草案を承認できるかについては、「非常に困難であることに気付いている。これまで何回も指摘しているように、現在の予備草案には、英国政府が (当該予備草案に基づいて (筆者加筆) 租税条約の締結に向けて支持する論点はほとんどない。)、という。

74) See generally, Eighth Session 2<sup>nd</sup> Meeting, *supra* note 64, at 2-3.

75) L.N., Committee of Experts on Double Taxation and Tax Evasion: Note by Secretariat, at 8, 1927.3.14, Yale Adams Papers Box 16 (Report 1927 Mar-Apr.) .

76) L.N. 1927, *infra* note 78. Preamble written by Pasquale d'Aroma.

て、拡大財政専門家委員会は、さらに継続して研究することにより、「本来求められている解決策を遅滞なく提示し、近い将来、租税条約の締結を希望する各国政府がすぐにも利用できるようにしたいと考えていた<sup>77)</sup>。」という。拡大財政専門家委員会は、第8会期が終了する1927年4月12日に、1927年報告書<sup>78)</sup>を財政委員会に提出した。本報告書には下記の通り四つのモデル租税条約の予備草案が付されていた。最初の二つの予備草案は同じ所得若しくは財産に対して二国間で二重（又は多重に）課税されることを排除するためであり、後の二つは租税の執行共助及び徴収共助に係る租税条約草案であった。

### 3. 1927年モデル租税条約予備草案

拡大財政専門家委員会は四つの二国間租税条約草案を策定した。

- (1) 二重課税の排除のための二国間租税条約草案<sup>79)</sup>
- (2) 相続税という特定の問題における二重課税排除のための二国間租税条約草案<sup>80)</sup>
- (3) 租税の問題における執行共助に係る二国間条約草案<sup>81)</sup>
- (4) 司法上の租税徴収共助に係る二国間租税草案<sup>82)</sup>

上記いずれのモデル租税条約の予備草案にも、各条にコメントリーが付されている。なお、本稿での考察は、特に断りのない限り（1）の「二重課税の排

---

77) *Ibid.*

78) L.N. 1927, *Double Taxation and Evasion-Report Presented by the Committee of Technical Experts on Double Taxation and Tax Evasion*, Document C. 216.M.85.1927. II (1927.4) [Hereinafter cited as L.N. 1927].

79) *Ibid.* at 10-18. なお、本モデル租税条約予備草案にはコメントリーが付されている。See, *Ibid.*, at 12-18. また、谷口勢津夫、前掲21) 280-283頁に資料II二国間条約予備草案の訳文が付されている

80) *Ibid.* at 19-21

81) *Ibid.* at 22-25

82) *Ibid.* at 26-30.

除のための二国間租税条約草案 (以下、1927 年モデル条約予備草案という。)] だけに限りたい。

#### 4. 二重課税を排除するための 1927 年モデル租税予備草案に組み込まれた原則

1927 年に拡大財政専門家委員会 (Enlarged Committee of Technical Experts) が L.N. の財政委員会に提出した報告書に付された二国間モデル租税条約予備草案は、拡大財政専門家委員による第 8 会期の討議で合意された重要な論点を含んでいる。

本報告書に付された所得税に係るモデル租税条約予備草案<sup>83)</sup> は、I. 物税、II. 人税及び III 雑則の三部構成になっているが、基本的には 1925 年の財政専門家委員会による決議を基本的枠組みとしながら、拡大専門家委員会による第 7 会期の討議を踏まえた修正を加えた。

① 物税・人税の区分が維持された。しかし、各国の租税制度が区々となっていることから生じる、物税・人税の定義する原則に対する紛争を回避するために、どの種類の所得が物税又は人税のいずれに含まれるかは、二国間租税条約の締約国に委ねた<sup>84)</sup> (予備草案第 1 条)。

---

83) 拡大財政専門家委員会による第 7 会期の討議が終了した時点での本予備草案の Text については、See generally, L.N., *Double Taxation and Tax Evasion: Draft of Bilateral Convention regarding Double Taxation*, 1927.1.7, Yale Adams Papers Box 15 (Report 1927 Jan.-Feb.); 同委員会の第 8 会期での討議を開始するにあたり、拡大財政専門家委員会議長である Clavier が、これまでの討議を踏まえて作成し本委員会のメンバーに配布したと考えられる本予備草案の Text についての各条の説明については、See generally, *Double Taxation: Report submitted by M. Clavier on the draft Bi-Lateral Convention concerning double taxation*, 1927.3.24, Yale Adams Papers Box 16 (Report 1927 Mar.-Apr.).

84) L.N. 1927, *supra* note 76, at 13 (Commentary to Article 1) では、拡大専門家委員会は、原則の問題に係るすべての論争を避けるために、直接税を区分する物税及び人税についてあえて定義せずに、両締約国に委ねた。単に、物税は、納税者の (国籍、居住地、市民、

② 物税については、不動産から生じる所得（つまり、実際の賃料又は推定賃料をいう。）及び不動産から生じるその他の所得であって第5条に規定する所得以外の所得は、当該財産が所在する国において物税を課する（予備草案第2条第1文）。なお、抵当権又はその他の類似の権利（claim）から生じる所得についても前項を適用する（予備草案第2条第2文）。

様々な形式による役員報酬は、予備草案第4条に従って、当該報酬を支払う法人が真の管理の中心<sup>85)</sup>（real centre of management）を有する国において物税を課する（予備草案第6条）。給与及び賃金は、その受領者が勤労に従事する国において物税を課する（予備草案第7条第1文）外国に駐在する政府職員等の給与は当該給与を支払う国だけが物税を課する（予備草案第7条第2文）。公的年金（public pension）及び私的年金（private pension）は、債務者の国において物税を課する（予備草案第8条）。

### ③事業所得の配分

第5条に規定する事業所得は、租税上、源泉の原則に従って、当該事業がPEを有する複数の国の間に割り当てられる（予備草案第5条）。この準則は、個人、パートナーシップ、法人によって遂行されるかに関わらず、（鉱山及び油田の開拓を含む）あらゆる種類の事業（enterprise）に適用する。

---

家族に対する扶養義務等の）人的事実関係にかかわらず、ほとんどの場合に、源泉地国ですべての種類所得に課される租税であり、個人や当該個人の総所得に係る人税と異なる、と示すだけである。

85) 真の管理の中心の所在する場所とは、通常法人が設立された場所であり、いいかえれば配当に対する課税権を債権国に割り当てているともいえる。Ke Chin Wang は、配当については、事実上債権国つまり居住地国の原則に従っている、という。See, Wang 1945, *supra* note 28, at 84-85.



ある事業<sup>86)</sup>が一方の締約国にその恒久的施設<sup>87)</sup> (permanent establishment、以下PEという。)つまり、他方の締約国に販売事務所又は支店である工場等を有する場合には、各締約国はその領土内に源泉のある所得に対してのみ課税する。

ここで、PEの例示としては、真の事業管理の中心 (real centre of management)、関係会社 (affiliated company)、支店 (branch)、倉庫 (warehouse)、事務所 (office)、貯蔵所 (depot)、を掲げた<sup>88)</sup>。ここで関係会社には子会社を含む。但し、真正な独立の地位を有する仲立人 (broker) 及び問屋 (commission agent) は、PEとはならないとしていた<sup>89)</sup>。

事業所得の配分については、ある法人が、一方の締約国に工場を有し他の締約国に販売支店を有する場合は、「製造」から生じる所得を工場が所在する国に配分し、「販売」から生じる所得 (つまり、外国での販売価格と母国での市場価格との差額から輸送費用を控除した額。)を当該販売支店が所在する国に割り当てることを推奨する。その他の事業所得の割り当て方法は、事業の種類によって異なるが、各締約国内で使用される資本の額、各国の相対的総収入、従業員数及び賃金の支払い額に基づく定式配分的割当て等を念頭においている。

④ 国際運輸事業所得については、ここでも産業上・商業上の事業及び農業

---

86) 第5条のコメンタリーの第一文では、「事業 (undertaking)」の意義は、もっとも広義であるべきであり、自然人と法人を区別することなく、鉱山及び油田を含む一切の事業を含む。」とされている。

87) 当時既に締結された租税条約及び課税実務の多くにPEが見られた。See, Carroll 1968A, *supra* note 1, at 700-701. 20世紀初頭におけるドイツで嚆矢をなした、国際課税に於ける恒久的施設概念についての研究については、吉村典久、前掲24) 47頁。

88) 第5条のコメンタリー第三文では、購買又は販売の場所の定義については、あえて言及せず事実関係の問題としている。

89) 第5条のコメンタリーの第三文。

から得る所得の例外として、相互主義を条件に、真に管理の中心が所在する締約国だけが課税する（予備草案第5条の末文）<sup>90)</sup>。

⑤ 公債、担保付債券を含む社債、貸付金及び預金から生じる所得については、課税権を債務国に割り当てることを原則とする（予備草案第3条第1文）。さらに、1925年報告書に付された決議と同様に、当該所得が一方の締約国方他方の締約国の居住者に支払われる場合は、適切な証明（proper evidence）の提出等を条件として債務国による還付（refund）を認め、債権者の居住地国に課税権を移転することを認めている<sup>91)</sup>（予備草案第3条の第二文の但し書き）。ここでも、債務主義を原則としながら一定の要件の下で債権者主義も認めるという矛盾が残されたと考える<sup>92)</sup>。

⑥ 配当については、当該配当を支払う法人の所得は当該所得の源泉で第5条にしたがって物税を課し、当該所得から配当として処分されるときに、当該

---

90) L.N.1927, *supra* note 78, (Commentary to Article 5), at 15.

91) Wang 1945, *supra* note 28, at 84-85 では、この理由は、明示的に示されていないが、経済的配慮として、第一に重要な要素である『現金』は債券国から得られるものであり、当該債権国が課税権を有すべきとすることが公正な取り扱いである。しかし、二番目に重要である『土地、原材料及び労働』には債務国が貢献しており、企業が所在する源泉地国が課税権を与えられるべきであることは公平な取り扱いであると考えられた、という。この点と執行上の便宜を考慮した上で、公社債、担保付債券、社債、貸付金及び預金から生じる所得については、原則として債務国に課税権を割り当てながら、適切な証明（proper evidence）が提出された時は、還付を認めることにより債権国が課税権を取り戻すことを認めたと考える。つまり、物税に含められる所得が、一方の締約国から他方の締約国の居住者である者に支払われるときは、適切な証明があれば、一方の締約国により課せられた租税は還付され、当該所得の課税権を債務国に与えることができる。原則として債務国に課税権を割り当てながら、債権国に譲歩している。結果として、事実上債権国つまり居住地国の原則に従っている、という。

92) 予備草案第3条のコメンタリーでは、第二文の但し書きによる還付（refund）が行われるかどうかは、債務国の経済状況又は国家財政の状況次第であり、又債権国が、債務国に代わって課税することは場合によって正当化されようが、強制ではない、としている。

法人の株主である真の管理の中心<sup>93)</sup>が所在する国が配当に係る特別税 (special tax) を課す (予備草案第 4 条)。第 4 条のコメンタリーでは、両締約国が合意する場合は、第 3 条の但し書きと同様に還付することも認めている<sup>94)</sup>。

⑦ 保険年金 (annuity) 及び前条に規定されていないその他権利による所得は、当該所得の債権者が居住する国が課税する (予備草案第 9 条)。この結果、予備草案第 8 条における年金 (pension) と本条の保険年金 (annuity) とは全く反対の取扱いになるという矛盾が存在すると考える<sup>95)</sup>。

⑧ 各国の租税法が区々になっている租税の世界にあって、人税の部で規定する二重課税の排除のための救済方法をどう規定するかというこれまでの財政専門家らの悩みをそのまま引き継いでおり、二国間租税条約の両締約国の租税制度の組み合わせに合わせる (無数ともなりかねない) 複数のモデル条約予備草案を提示する必要があるか等についての議論は紛糾していた<sup>96)</sup>。各国の租

---

93) 予備草案第 4 条のコメンタリーでは、「真の管理の中心」とは、知的指導者 (Brain) をいう、とされている。また、第 3 条の第二文の但し書きを本条にも適用ができるとされているが、その決定要因は、経済的配慮若しくは又は国家予算への配慮又は政治状況次第である、としている。

94) 1927 年モデル租税条約予備草案に付されたコメンタリーでは、英国は第三条の但し書きと全く同じ規定を 4 条にも追加することを強く主張し、「事業所得に対する課税を当該所得を獲得する国で課税する原則を第 5 条で是認する一方で、そのように課された租税を第 10 条の下で居住地国がその人税から控除することになる。英国の財政専門家の観点からは、配当に対する追加的租税に係る二重課税を救済するための財政上の負担までも居住地国が負うということは、合理的ではない。」という。源泉地国課税を不要とする英国流の主張である。See, L.N. 1927, *supra* note 78, at 15 (Commentary to Article 4), at 14.

95) この矛盾を念頭においたと考えられるコメンタリーでは、年金保険 (annuity) に対する例外的な取り扱いは、このような所得の受領者が、当該所得の支払いに対して課税する国を自由に選択できるのであり、このような所得の特殊性質によって正当化される、という。See generally, L.N.1927, *supra* note 78 (Commentary to Article 4), at 16.

96) この点に関する議論は、英国委員である Sir Percy Thompson の発議で議論が再燃した。

税法が区々になっていることを考慮して、最終的には、1925年の財政専門家委員会による報告書に付された決議の枠組みを踏襲した。そして、居住地国が控除する税額に対する限度（「(a) と (b) の少ないほうの額」を定義し、更に、ある国の納税者がその所得の全額を外国で稼得する場合をも考慮し、居住地国で課せられる人税総額の一定率を超えることはできないものとした<sup>97)</sup>（予備草案10条）。

## 5. Adams が提案した物税・人税に対する代替案

Adams が拡大財政専門家委員会に登場したときの最も大きな目標は、人税・物税の区別を取り巻くあいまいさを強調しながら、合衆国が、自国内に源泉のある所得に対して非居住者に課税できることを維持することであった。しかし、前に述べたように、1927年拡大財政専門家委員会によるモデル租税条約草案は、とかくあいまいさが問題となる物税と人税との区別に基づいている。そこで Adams は、これまでの議論を振り返ると、物税及び人税の区別を強調し過

---

See generally, Seventh session 6<sup>th</sup> meeting and Seventh session 7<sup>th</sup> meeting, *supra* note 62. ここでの本委員会の議長は、次の会期（第8会期）には合衆国の財政専門家が合流できる見込みになっており、合衆国の意見も聞いたうえで結論を出したいとし、議論を終結させた。

97) 具体的には、居住地国がその国に居住する納税者に対して物税を課さないときは、当該居住地国はその人税から次に掲げる金額のうち少額の方を控除する。(a) 当該所得のうち他方の締約国で課税される部分だけ居住地国の税率を適用して算定する税額。(b) 他方の締約国で納付した税額。但し、特別の理由により源泉地国がその領域内に所在する不動産又は工業、商業若しくは農業から生じる所得に対して人税を課するときはその人税を含む。但し、前各控除額は、居住地国で課される人税の総額の x% を合計額において超えないものとする。源泉地国が人税を課する場合でも救済を認めようとしているが、その救済は、不動産又は工業、商業若しくは農業から生じる二重課税だけに限定している。また、居住地国が物税を課するときは、前各控除額には他方の締約国で課税される所得に対する物税を含まないものとする。

ぎていると指摘した。そこで物税と人税との区分を無くし、そのかわりに、源泉地国に優先的課税権を認めながら同時に居住地国課税を認めることとし、そこから生じる二重課税については、合衆国が既に立法しているように、居住地国がその居住地国の税額から外国で納付した租税の額を控除することにより、排除できると、と説いた。その結果、モデル租税条約予備草案は大幅に簡素化され、非居住者に係る規定と所得の源泉 (source rule) だけを規定すればよいと主張した<sup>98)</sup>。そして、Adams は、これまで拡大財政専門家によって検討されてきたモデル租税条約草案に代えて、源泉地国の原則及び居住地の原則に基づくモデル租税条約に必要とされる要件として、いわゆるソース・ルールの合意、源泉地国課税における非居住者と居住者との間の課税上の取扱いの無差別、相互主義の確認、源泉地国課税の優先、居住地国課税との関係で生じる二重課税の救済方法及び簡素さの重要性等を提示した<sup>99)</sup>。そして Adams は、I.C.C. 二重課税委員会のアメリカ部門の他のメンバーと討議した上で、これまで拡大財政専門家が策定したモデル租税条約草案を、そのまま源泉地の原則と居住地の原則によりおき換えた同草案を作成し拡大財政専門家のメンバーに提示した<sup>100)</sup>。そこでは、具体的な二重課税の救済方法として、(ベルギー、フランス及びイ

---

98) Eighth session 5<sup>th</sup> meeting, *supra* note 64, at 8-9

99) Adams and Carroll, *Double Taxation Relief: Discussion of Conventional drafted at international conference of experts, 1927 and other measures, Alternative Proposal of American Expert*, at 15-16. なお、拡大財政専門家委員会のメンバーに Adams が考える条文を説明するために作成したと思われる原稿が Adams Papers に残されている。See, *Double Taxation: Explanation*, Yale Adams Papers Box 16 (Report 1927 Mar-Apr.) (date unknown), at 1-6. [Hereinafter cited as Adams's Explanation 1927].

100) 第 8 会期第 10 回会議において、(多くのヨーロッパ諸国と違って) 合衆国のように、自国の納税者に対して物税を課することなく、当該納税者の全世界所得に対して居住地国課税だけを課する場合を想定し、当該納税者が外国で課される源泉地国課税との間で不可避的に生じる二重課税を救済するための Text を提示した。その原案として、See, Adams, *Draft of Bilateral Convention Regarding Double Taxation, Making no Distinction*

タリアが締約国であることを想定した) いわゆる「国外源泉所得免税の方法」及び合衆国が採用する「外国税額控除の方法」を提案している<sup>101)</sup>。

Adams は、諸国の租税制度が区々になっている状況の中で、各国が統一して源泉地国税と居住地国税とに区別することを啓蒙しようとする意図のほか、合衆国で立法されている国際課税制度を無傷のままモデル租税条約に埋め込むことにあったのであったと考えられる。そしてこのことを具体化したのが、後に述べる 1928 年モデル租税条約 I b であった<sup>102)</sup>。

## 6. 事業所得の配分方法

1927 年予備草案の第 5 条第 1 文では、「産業上、商業上若しくは農業から生じる所得、および、その他の営業又は自由商業 (trade or profession) から生じる所得は、当該事業を支配する者又は当該営業または自由職業に従事する者が PE を保有する国において租税を課することができる。」と規定しており、

---

*Between Impersonal and Personal Taxes, Applicable Particularly in Cases in which One Country has a Personal Tax only and Other has Both Personal and Impersonal Taxes, Yale Adams Papers Box 17 (Report 1927 May-Dec.), at 34-35.*

この提示を受けた拡大財政専門家委員会は、これまで検討してきた Text との混乱を避けるために、Adams から財政委員会に直接提案することとし、将来の恒久的研究機関によって検討されるべきこととした。See, Eighth session 10<sup>th</sup> meeting, *supra* note 64, at 2-3.

この Text は、1927 年拡大財政専門家委員会報告書に付された 1927 年モデル租税条約の 10 条に対応するものであるが、この提案の内容は、Adams's explanation, *supra* note 96, II . Standard Form for a Bilateral Convention Regarding Double Income Taxation (Proposed by Prof. T.S.Adams), at 28-29 でも報告されている。

- 101) *Double Taxation: Explanation*, Yale Adams Papers Box 16 (Report 1927 Mar.-Apr.) (date unknown), [Hereinafter cited as Adams's Explanation 1927], at 5-6.
- 102) L.N.1928, L.N. *Double Taxation and Tax Evasion, Report Presented by the General Meeting of Government Experts on Double Taxation and Tax Evasion*, Doc. C.562.M.178.1928. II . (1928), at 16-18.

同条第 2 文にて、PE の例を列挙した。さらに同条第 3 文で、「当該事業等が両締約国内に当該 PE を保有するときは、各締約国は、各締約国の領土内で生みだされる所得の部分に対して租税を課することができる。」と規定し、同条第 4 文では、「各締約国の所得を別々に且つ適切な形で算定できないときは、両締約国の権限ある当局 (competent authority) が各締約国に所得を割り当てる準則について協議する。」と規定した。つまり、事業所得を両締約国に分割するための準則について、具体的な原則も具体的な方法も提示できないまま、両締約国の権限ある当局に委ねた<sup>103)</sup>。その結果、以後の大きな課題として事業所得の配分方法という論点が残された<sup>104)</sup>。

## 7. 恒久的研究機関の設置

本拡大専門家委員会は、いまだに本委員会において満場一致で合意できていない多くの問題が残されており、それら問題については財政的、経済的及び法的な観点から詳細な研究が必要であり、L.N. の後援の下での常設の機関を組織し継続的に検討することが必要であると提案した<sup>105)</sup>。

---

103) 第 5 条のコメンタリー第 5 文以下では、所得の配分については、分離会計による所得配分を予定しており、当該分離会計がない場合は、権限ある当局の協議に委ねる。事実上今後の課題としている。

104) 各締約国への所得配分準則の必要性については、拡大財政専門家会議では何回も指摘されたが、各国の租税制度が区々となっている下で、各国における実務上の取扱い及び締結済みの租税条約における取扱いを調査することが必要であり、そのためには多大な期間と費用を必要であり、この課題は持ち越されてきた。

105) L.N.1927, *supra* note78, at 9 では、財政専門家委員会は、本質的な論点のすべてについて完全な合意に至るように努めてきた。しかし、これまで各国の租税制度の違い、各国の経済的関心の違い及び概念上の違いに関して、多くの国が採用している理論上及び実務上の両面において、対応しなければならないすべての論点について満場一致とならなかった論点を、将来各国が二国間条約の締結しようとするときに交渉し及び決断すべき問題として残してきた。本委員会は、相互主義の原則、外国の国民の取扱及び



## 8. 小括

1927年の拡大財政専門家による報告書は、L.N.の財政委員会に報告され、L.N.の理事会は当該報告書を承認した。第一次世界大戦後の復興のために、ほとんどの主要国は税率を引き上げており、多くの納税者が耐えられないとまでいわないまでも、国際的二重課税を原因とする過度の租税負担を課されていた<sup>106)</sup>。このままでは納税者の進取の精神 (initiative) が挫かれる結果、国際的投資及び世界での生産活動に対して極めて深刻な障害となり得る<sup>107)</sup>。本委員会のメンバーは、集会的 (collective) という多国間租税条約の予備草案を策定することも討議したが、各国の租税制度には基本的な部分での違いがあり、すべての関係国の合意を得ながら当該集会的 (多国間) 予備草案を策定するためには、さらなる多大な期間をかける必要があり、他方では二重課税の問題に加えて脱税の問題を考えると、すぐにでも二国間モデル租税条約の予備草案を策定する必要があると考えた<sup>108)</sup>。さらに現在なお多くの未解決の課題を抱えており、それらを解決するためには国際的協力が不可欠である。そこで、L.N.の下に常設

---

最恵国待遇の取扱いのような国際法上の相互に関係する問題について二重課税の問題との関連で、過度に詳細に検討することを自制してきた。しかし、本委員会の意見としては、これら残された問題について、財政上、経済及び法的な観点からの詳細な研究結果が提示されなければならないと考える。また、世界中の租税法が漸進的に進化的であるうし、当該進化が、将来において提案される方法の簡略化を可能としながら各国の租税立法の統一さえもあり得ること、と考える。したがって、本委員会は、二重課税の問題の分野で制度的且つ継続的 (systematic and continuous) な国際協調を可能にするために、国際連盟の賛助の下での期間を組織化すべきであることを提案する。当該組織の具体的役割については、L.N.1927, *supra* note 78, at 31-33.

106) L.N., *Committee on Double taxation and Tax Evasion: Draft Report presented to the Financial Committee of the League of Nations by the Committee of Experts on Double Taxation and Tax Evasion*, at 8, 1927.4.11, Yale Adams Papers Box 16 (1927 Mar.-Apr.) .

107) *Ibid.*

108) *Ibid.*, at 7.

の機関の設置を提案することとなった<sup>109)</sup>。

L.N. の理事会は、1927 年モデル租税条約予備草案及びコメントリーを L.N. の加盟国以外の国も含めて 68 ヶ国に送付し、意見を求めた。L.N. は、各国から寄せられた意見又は反論を要約する報告書<sup>110)</sup>を公表した。全面的に反対の立場をとる英国<sup>111)</sup>を除き多くの諸国は、財政専門家委員会が提案する二国間条約について、方法論又は一つの枠組みとして概ね賛同しながらも、自国内で外国人が稼得している権益と外国で自国民が稼得する権益とがアンバランスである結果、多額の税収を失うことになるという主張<sup>112)</sup>、総じて物税と人税との区別の困難さ<sup>113)</sup>、二重課税排除のための外国税額控除制度の執行上の困難さ<sup>114)</sup>、債務国の観点から見たときに、利子所得に対する債務者主義、配当所得に対する管理支配地国への課税権の取扱い等に対する様々な意見を含めて極めて多くの反論が寄せられた。一方では、「国際的な資本交流の促進という観点から<sup>115)</sup>、一方の締約国の会社が、他方の締約国内に管理支配の中心を有する会社の発行する株式を一年以上且つ 25% 以上を保有するときは、二国

---

109) *Ibid.*, at 9.

110) 各国からの意見を集約した報告書が、L.N., *Summary of the Observation Received by August 30<sup>th</sup> 1928, from the Governments on the Report Submitted by the Committee of Technical Experts on Double Taxation and Tax Evasion*, C.495.M.147.1928. II . (1928) [Hereinafter cited as Summary of Observation 1928]. オーストリア、チリ、ルクセンブルグ及び南アフリカ連邦等から指摘された問題点については、谷口勢津夫前掲 21)、通頁 272-273 頁。See also, Wang 1945, *supra* note 26, at 86-89.

111) L.N., *Summary of the Observation Received by August 30<sup>th</sup> 1928, from the Governments on the Report Submitted by the Committee of Technical Experts on Double Taxation and Tax Evasion*, C.495.M.147.1928. II . (1928) [Hereinafter cited as Summary of Observation 1928]., at 4.

112) チリの意見は、*Ibid.*, at 6.

113) オーストリアの意見は、*Ibid.*, at 4.

114) オーストリアの意見は、*Ibid.*, at 5.

115) 望月勢津夫、前掲) 21、107 頁。

間租税条約の下で、当該一方の締約国による課税を認めない、とする提案もあった<sup>116)</sup>。

1927年モデル租税条約予備草案においては、なお二つの大きな問題が未解決のままとなっている。その一つは、各国の租税制度が区々となっている下での物税（又は分類所得税）と人税（又は総合所得税）との区分の曖昧さの問題、および、複数の国に跨る経済活動から稼得される事業所得をどのように当該複数国の各々に配分する方法の問題である。

---

116) ルクセンブルグの提案は、Summary of Observation 1928, *supra* note 110, at 7.